

# 社会福祉法人まどか

## 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まどか（以下、「法人」という。）の理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員など（以下、「役員等」という。）の費用弁償に関する事項を定める。

### (役員等の範囲)

第2条 役員等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事及び評議員
- (2) 評議員選任・解任委員
- (3) 法人が設置した委員会及び部会の委員
- (4) その他理事会が費用弁償を要すると認めた者

### (報酬)

第3条 役員等の報酬は無報酬とする。

### (費用弁償)

第4条 役員等が法人のために次の業務を行った場合、日額2,000円の費用弁償を行う。

- (1) 理事会、監事会及び評議員会に出席したとき
- (2) 評議員選任・解任委員会に出席したとき
- (3) 法人が設置した委員会及び部会に出席したとき
- (4) 法人の業務を法人事業所で行ったとき

2 役員等が前項に定める以外の法人業務のために出張する場合は、その出張に要する旅費を費用弁償として支給する。

3 第2項の旅費の計算は、最も経済的な経路及び方法により算出した額とし、起点は法人の所在地に最も近い乗車駅とする。また旅行日数は、出張のために現に要した日数によるものとする。

### (適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等については、この規程を適用しない。

(既定の改正)

第6条 この規程を改正しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成25年1月28日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日 から 施行する。(改正)

この規程は、平成30年 6月 1日 から 施行する。(改正)